**事前確認シート【技術の提供・貨物の輸出】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日： | | | | | | 年　　　月　　　日 |
| 申　請　者 | 所属 |  | 職名 |  | 氏名 |  |
| 連　絡　先 | 内線 |  | E-mail |  | | |

**※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。**

**※輸出管理統括部署（研究推進課）による確認の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、ご留意下さい。**

１．用務先の情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 用務先 | 名称（英字）： |  | | |
| 所在地： |  | | |
| 需要者・利用者 | 名称（英字）： |  | | |
| 所在地： |  | | |
| 特定類型該非確認 | 【特定類型該非確認】※該当する項目にチェックしてください  □※１非居住者  □※２特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）　該当性の根拠（　　　　　　　　　　　　　）  □不明　　　　□該当なし （技術提供がない場合は、「該当なし」にチェックを入れてください）  ※１　※１非居住者とは、日本に入国後、６ヶ月未満の外国人又は、外国に滞在する日本人をいう  　　　 ※２特定類型とは、類型①:「外国法人等」又は「外国政府等」と「雇用契約等」がある者、類型②:「外国政府等」（政党等  　　　　　を含む）から重大な経済的利益を得ている者、類型③:本邦における行動に関し「外国政府等」の指示・依頼を受けている者 | | | |
| 仕向地（国名） |  | | | |
| 取引経路 | →　　　　　　　　　　　　　　　　→ | | | |
| 契約予定 | 年　　月　　日 | | 取引予定期間 | 年 月 日　～　　　 年 月 日 |

※特定類型の制度について、研究推進課HPに記載しております。（<https://gspd.skr.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page_id=23946>）

２．技術・貨物の情報（公費で購入した輸出貨物は必ずご記入ください）

※貨物に関しては、可能であれば「名称及び仕様」の欄に金額も記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究科・学科・研究室 |  | |
| 技術提供者・貨物輸出者 |  | |
| 提供技術・輸出貨物の  名称及び仕様 |  | |
| 相手方の使用目的 |  | |
| 輸出する貨物は、パソコン（自己使用目的）※１・旅具※２のみである  ※１ 一般の市場へ広く販売されているノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末の貨物。  ※２ 旅具とは、衣類、書類、化粧品、身辺装飾品その他本人の使用に供することを目的とし、且つ、必要と認められる貨物。 | | □はい □いいえ  □該当しない |

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に複数の氏名・職名を列記してください。

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」はなるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

３．取引区分・類型（複数選択可）該当するものに■してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 取引区分 | □海外との共同研究　　□海外からの受託研究　　□海外への研究成果提供〔秘密保持契約（□あり　□なし）〕 |
|  | □学会・会議等の出席・参加・主催　　□外国出張　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 　） |
| 取引類型 | **【技術の提供】　※該当する提供方法全てにチェック**□技術の提供は行わない |
|  | □指導・発表　　□インターネット経由のファイル交換 |
|  | □共用データベースへの掲載　□書面の送付　□記録媒体の送付　□マニュアル・図面・データ等の供与 |
|  | □装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | **【貨物の輸出】　※該当する輸出内容にチェック**□貨物の輸出は行わない　□貨物を自己使用する |
|  | □試料・サンプルの送付　□装置等の送付〔□自作品　□改造品　□購入品〕　□その他（　　　　　　　　）（（　　　　　　　　） |

**※技術の提供を行わず、貨物の輸出も行わない 又は 貨物を自己使用する の場合は、「６.自己判定」へお進みください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。 | □はい　□いいえ |
| 仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。 | □はい　□いいえ |
| 相手先が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去関与していた疑いがある。 | □はい　□いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に用いられる疑いがある。 | □はい　□いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。 | □はい　□いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。 | □はい　□いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | □はい　□いいえ |

４．相手先に関する懸念情報（学会等の場合は、主催者情報をご記入ください）

※経済産業省ＨＰの「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照して下さい。

|  |
| --- |
| 上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。 |
|  |

**※いずれかが「はい」の場合、懸念情報の内容について輸出管理統括部署（研究推進課）に相談してください。**

５．**＜技術の提供の場合＞**外為法の例外規定(公知・基礎科学)の適用判定 **※技術の提供を行わない場合は記入不要**

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術を提供する、又は公知とするために技術を提供する。 | □はい　□いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい　□いいえ |

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「公知とするために技術を提供する」とは学会発表用の原稿又は展示会等で配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧とすることを目的とする取引を指します。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

|  |
| --- |
| 上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。 |
|  |

**※疑義等がある場合は、輸出管理統括部署（研究推進課）に相談してください。**

６．自己判定（５に回答しなかった場合、２が空欄の場合は（□該当しない）にチェックしてください）

|  |  |
| --- | --- |
| ＜技術の提供の場合＞  「５．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかがが「はい」である。 | □はい　□いいえ  □該当しない |

**◆「はい」の場合、②・③の記入は不要です。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「２．技術・貨物の情報」に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目（※）である。 | | □はい　□いいえ  □該当しない |
| （貨物の場合）  「はい 又は いいえ」の場合仕様を証明する書類 | □該非判定票（様式第2号）□メーカーからの該非判定書　□項目別対比表  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　□添付なし（この場合「該非判定票（様式第2号」の作成が必要な場合有り）  　□市場に広く販売されているノートPCのため証明書類添付不要 | |

※経済産業省ＨＰの「貨物・技術のマトリクス表」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>）を参照して下さい。

**貨物・技術が「貨物・技術のマトリクス表」に記載されていれば、スペックが該当しなくてもリスト規制対象品目となります。（マトリクス表の名称は法令上の用語が記載されているのでご注意ください。例：ドローン＝無人航空機）**

|  |  |
| --- | --- |
| 「４．相手先に関する懸念情報」のいずれかが「はい」である。 | □はい　□いいえ  □該当しない |

**◆事前確認はここまでとなりますので、記入済みの本シートを各部局担当者に提出し、確認を受けてください。**

**◆****②・③いずれか又は両方に「はい」がある場合、取引審査の対象となります。各部局管理責任者の承認後に「審査票」を起票し、各部局担当者に提出してください。但し、本欄が「いいえ」とした場合であっても、担当者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて「はい」に変更される場合もあります。**

**◆「審査票」の起票にあたっては、輸出管理統括部署（研究推進課）で作成を支援しますので、ご相談ください。**

**（部局等確認欄）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認日：　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 管理責任者 | 確認者 |
| 上　上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。  □ 取 引 可  □「審査票」の起票を要する  □ 輸出管理統括部署に相談 |  |  |
| 特記事項： | | |

**（輸出管理統括部署確認欄）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認日：　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 輸出管理  マネージャー | 輸出管理  アドバイザー | 総括部署受付 |
| 上　上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。  □ 取 引 可  □「審査票」の起票を要する |  |  |  |
| 特記事項： | | | |